

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

### 1 日時

令和2年3月18日（水曜日）

午前10時0分開会、午後1時39分散会

（休憩 午後0時1分、午後0時2分～午後1時）

### 2 場所

第1委員会室

### 3 出席委員

岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、  
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

藤枝担当書記、佐々木担当書記、藤原併任書記、橋場併任書記、浅沼併任書記

### 6 説明のために出席した者

#### (1) 秘書広報室

高橋秘書広報室長、上和野理事兼副室長兼首席調査監、  
中里参事兼広聴広報課総括課長、小國総括調査監、安藤秘書課総括課長

#### (2) 総務部

八重樫総務部長、千葉副部長兼総務室長、山崎参事兼管財課総括課長、  
佐々木総合防災室長、戸田法務・情報公開課長、佐藤人事課総括課長、  
村上職員育成監、小原財政課総括課長、松村行政経営推進課総括課長、  
奥寺税務課総括課長、西島防災危機管理監、栗澤防災消防課長、  
佐藤総務事務センター所長

#### (3) 政策地域部

白水政策地域部長、小野副部長兼政策推進室長、  
小原参事兼市町村課総括課長（選挙管理委員会事務局書記長）、  
千葉参事兼調査統計課総括課長、佐々木国際室長、箱石交通政策室長、  
古舘科学・情報政策室長  
小野寺地域振興室長兼三陸防災復興プロジェクト2019推進室長兼台風災害復旧復興推進室長、村上政策監、北島評価課長、鈴木調整監、工藤学事振興課総括課長、  
畠山地域振興監、高橋地域連携推進監、澤田国際監、渡辺特命参事兼地域交通課長、  
酒井総括プロジェクト推進監、千葉特命参事兼台風災害復旧復興推進課長

- (4) 復興局  
大槻復興局長、森副局長、遠藤副局長、熊谷副局長兼震災津波伝承課総括課長、  
佐々木復興推進課総括課長、山田まちづくり・産業再生課総括課長、  
佐藤生活再建課総括課長
- (5) I L C 推進局  
佐々木 I L C 推進局長、高橋副局長兼事業推進課総括課長
- (6) 人事委員会  
菊池人事委員会事務局長、中里職員課総括課長
- (7) 警察本部  
大塚警務部長、玉澤参事官兼警務課長、千田参事官兼会計課長、  
菅野参事官兼生活安全企画課長、佐々木参事官兼交通企画課長
- 7 一般傍聴者  
8名
- 8 会議に付した事件
  - (1) 議案の審査
    - ア 議案第 21 号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
    - イ 議案第 22 号 地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例
    - ウ 議案第 23 号 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
    - エ 議案第 24 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
    - オ 議案第 25 号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
    - カ 議案第 48 号 包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて
    - キ 議案第 87 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
  - (2) 請願陳情の審査  
受理番号第 9 号 性暴力の実態に即した刑法の見直し実現に向けた請願
  - (3) その他
    - ア 次回の委員会運営について
    - イ 委員会調査について
- 9 議事の内容

○岩淵誠委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 21 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原参事兼市町村課総括課長 議案第 21 号の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 1 ページをお開き願います。内容につきましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。本条例は、平成 12 年度に施行された地方分権一括法による地方自治法の改定により、都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより市町村が処理することができることとされたことを受けて、同年に施行したものでございます。

それでは、今回の改正条例案について御説明いたします。まず、1、改正の趣旨でございますが、市町村の区域内に新たに生じた土地の届け出の受理等に係る事務を新たに釜石市が処理することとする等、所要の改定をしようとするものでございます。

次に、2、条例案の内容でございますが、大きく三つの改正内容がございますので、表の順番に御説明申し上げます。まず（1）ですが、これまで移譲実績のある事務に関し、令和 2 年度から新たに処理しようとする市、町を追加するものとして、地方自治法に基づく市町村の区域内に新たに生じた土地の届け出の受理等に係る事務を釜石市に、社会教育法に基づく社会教育主事の資格の認定に関する事務を岩手町及び矢巾町に移譲しようとするものでございます。

次に、（2）ですが、新たに事務を市、村へ権限移譲するものとして、浄化槽法に基づく浄化槽の使用休止の届け出の受理等に関する事務を宮古市、花巻市、遠野市、一関市、奥州市及び九戸村に、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種動物取扱業者による所有または占有していた動物の種類ごとの数等の届け出の受理等に関する事務を盛岡市に移譲しようとするものでございます。

次に、（3）のその他でございますが、条例で引用している条項の修正等、所要の整備を行おうとするものでございます。

最後に、3、施行期日等でございますが、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。ただし、表 1 の項の改正部分は公布の日から、表 3 の項の改正部分は同年 6 月 1 日から施行しようとするものであります。あわせて権限移譲に伴う所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 22 号地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○松村行政経営推進課総括課長 議案第 22 号の地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 6 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案第 22 号地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨であります。地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る最低限度額を定めようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容であります。地方独立行政法人法の改正により、法人役員等が法人に対し損害賠償責任を負うこととなった場合に設立団体の条例で定める最低限度額を超える部分の役員等の損害賠償責任について免除できる制度が設けられたものであります。これは、役員等の職務執行に善意かつ重大な過失がない場合において、当該損害賠償責任の額から当該条例で定める額を控除して得た額を限度として設立団体の長の承認を得て免除することができる旨、法人の業務方法書で定めることができるというものであります。この法改正を受けまして、地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る最低限度額について、政令で定める参酌基準のとおり定めるものであります。

また、これにあわせまして、第 10 条の新設に伴う所要の整備を行おうとするものであります。

最後に、3 の施行期日であります。令和 2 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 23 号県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤総務事務センター所長 議案第 23 号県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 7 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案第 23 号県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される職員の方に休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を定めようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員、いわゆるフルタイムの会計年度任用職員については、常勤職員と同様に給料の支給対象であることが明確化されたところです。これに伴い、第 5 条において、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員に係る補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに設けようとするものであります。

最後に、3 の施行期日についてであります。令和 2 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 24 号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤人事課総括課長 議案第 24 号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その２）の８ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案第 24 号条例案の概要により説明させていただきます。

まず、１の改正の趣旨についてであります。社会福祉業務手当及び爆発物取締業務手当の支給範囲を拡大し、並びに社会福祉業務手当と社会福祉施設等勤務手当との併給を禁止するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、２の条例案の内容についてであります。⑴につきましては、社会福祉業務手当の支給範囲を拡大するとともに、社会福祉業務手当と社会福祉施設等勤務手当との併給を禁止するものであります。具体的には杜陵学園において、現在訪問面談等の業務を担う非常勤職員が会計年度任用職員となり、社会福祉業務手当を支給できることとなったことから、当該手当の支給対象公署に杜陵学園を追加し、所要の整備をするものであります。

また、この改正により杜陵学園に勤務する職員が同一の日に別の特殊勤務手当である社会福祉施設等勤務手当が支給される業務にも従事する場合が想定されることから、両手当の併給を禁止する規定を追加するものであります。

⑵につきましては、爆発物取締業務手当の支給範囲を拡大するものであります。具体的には、高圧ガス保安法に基づいて行う高圧ガスの製造施設の完成検査及び輸入検査の業務について、現行規定で爆発物取締業務手当の支給対象となっている検査と同様の危険性が認められることから、キオクシア岩手株式会社の製造棟の完成、操業開始を契機とし、完成検査及び輸入検査を爆発物取締業務手当の支給対象とするものであります。

⑶につきましては、引用している法律の文言について所要の整備をするものであります。

最後に、３の施行期日についてであります。この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。先ほど御説明申し上げました 2 の条例案の内容のうち、⑶の所要の整備については、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 25 号知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤人事課総括課長 議案第 25 号知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 11 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案第 25 号条例案の概要により説明をさせていただきます。

1 の制定の趣旨についてであります。地方自治法の規定に基づき、知事等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。まず（1）の第 1 条関係につきましても、知事もしくは委員会の委員もしくは監査委員または職員の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるという、この条例の趣旨について定めるものであります。

次に、（2）の第 2 条関係につきましても、知事等の損害賠償責任の一部免責について規定するものであります。知事や職員等が県に対し損害賠償責任を負うこととなった場合の損害賠償額に最低限度額を設け、当該損害が職務を行うにつき善意で重大な過失なく生じたものであるときは、最低限度額以上の損害賠償額を免責するものであります。また、最低限度額につきましても、政令で定める参酌基準のとおり定めるものであります。

最後に、3 の施行期日についてであります。令和 2 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 （2）の第 2 条関係の説明にあります損害賠償責任の一部免責について、善意で重大な過失なく生じたものであるときは、どういう場合を想定しているのでしょうか。

○佐藤人事課総括課長 参議院の総務委員会における答弁等を見ますと、善意につきましても、違法な職務行為によって地方公共団体に損害を及ぼすことを認識していないことと説明がなされております。また、重大な過失がないことにつきましても、違法な職務行為によって地方公共団体に損害を及ぼすことを認識していなかったことについて、著しい不注意がないことと説明がなされております。判例などによりますと、重過失とは著しく注意義務を欠くことをいいまして、わずかな注意さえすれば結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにもかかわらず、これを怠った状況と説明されております。

○飯澤匡委員 今の説明で、この言葉の意味についてはわかりましたが、どういう事例のときに免責されるのか、今までこういう事例があったのかどうか、お聞かせください。

○佐藤人事課総括課長 善意で重大な過失がない事例が今までにあったかという点につきましても、具体的にはなかったと承知しております。

○飯澤匡委員 では質問を変えますが、この制定の趣旨は、具体的にどういう場合に適用されるのか。これはどのようなときに、どのようなことを想定して設定しようとしている

のか、基本的なことをお尋ねします。

○佐藤人事課総括課長 具体的な例といたしまして、住民訴訟において知事や職員への損害賠償責任が認められた場合が想定されると思います。もちろん住民訴訟以外でも、個別に県の損害賠償責任が認められる場合も、この条例の対象にはなると思います。ただ、今回免責をするというのは、あくまでも善意でかつ重大な過失がない場合に限られるというものでありまして、今までは議会の議決を経ていたものでありますが、今回定める一定額につきましては、議決を経ないでも一部免責が可能となる制度になっております。

○岩淵誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 48 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○松村行政経営推進課総括課長 議案第 48 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 95 ページをお開き願います。この議案の趣旨は、令和 2 年度における包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

1、契約の目的であります、同法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告の提出であります。

2、契約の期間の始期は、令和 2 年 4 月 1 日であります。

次に、3、契約金額及び 4、費用の支払い方法についてであります、今回の契約の相手方が、応募に当たり提示した見積額を上限額とし、監査の結果に関する報告の提出を受けた後に、実績を精査した上で費用の支払いを行おうとするものであります。

5、契約の相手方は、公認会計士の宮澤義典氏であります。候補者の選考に当たりましては、令和元年 10 月 18 日から同年 11 月 20 日まで公募を行い、2 名の応募があったことから、外部監査員選考委員会による書面審査及び面接を実施し、選考したところです。

宮澤氏の履歴につきましては、お手元に配付しております議案第 48 号包括外部監査契約



の締結に関し議決を求めることについての資料をごらんいただきたいと存じます。平成12年に有限責任監査法人トーマツに入社され、これまで多くの監査業務に従事されています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木順一委員 初歩的なことでありますが、外部監査と内部監査の業務の違いをお聞かせください。

○松村行政経営推進課総括課長 内部監査についてですが、地方自治体の執行機関の一つである監査委員による監査があります。そのほかにも事務局の内部での監査があります。外部監査についてですが、地方自治体の執行機関ではなく、あくまで地方自治体との契約により、第三者の目線で監査いただくものであります。

○佐々木順一委員 内部監査には行政監査と財務監査があると思うのですが、外部監査は財務監査に限定されることでよろしかったですか。

○松村行政経営推進課総括課長 外部監査は財務監査に限定ではありますが、財務の監査を行っていただく過程の中で、政策的な実効性についても監査いただくことになっております。

○佐々木順一委員 契約の費用について、平均どのくらいなのでしょう。

○松村行政経営推進課総括課長 包括外部監査の費用につきましては、全国平均で1,400万円余となっております。当県の場合は1,300万円であります。

○佐々木順一委員 受検者に対して、内部監査と外部監査が重複してなされることはあるのですか。

○松村行政経営推進課総括課長 包括外部監査の監査項目は、外部監査委員が決定することになっておりますが、あらかじめ監査委員と意見交換を行って調整をしていただくことにしております。

○工藤大輔委員 関連してお伺いしますが、先ほどの答弁の中で、財務監査を行いながら政策の実効性についても意見を求めるとのことですが、宮澤義典氏のこれまでの経歴を見れば、行政の監査は初めてのように思われますが、こういった理由で宮澤氏と契約をすると判断したのか。また、特にこういった分野について期待をして契約を決定したのかお伺いします。

○松村行政経営推進課総括課長 宮澤氏については、自治体での監査経験はありませんが、公的な機関である国立大学法人岩手大学での監査の実績があります。また、監査をしていただく場合には、非常に業務範囲が広いものですので、通常ですと補助者を指名して、その方と一緒に監査をしていただくことになっておりますが、その補助者の中に、地方公共団体の監査の実績がある方が含まれているとお話もいただいておりますので、そういったところは担保ができると思っています。

また、今回お二方から応募いただいたわけですが、審査の過程の中で、宮澤氏のこれまでの有限責任監査法人トーマツでの実績が、包括外部監査にも生かされるのではないかと

期待して決定したところです。

○**工藤大輔委員** 宮澤氏の得意な分野と、県としてのこういった分野を新たな視点で監査してもらいたいという思いについて教えてください。

○**松村行政経営推進課総括課長** 包括外部監査の契約につきましては、県として特にこのような分野をお願いをしたいということは、契約候補者の方々にはお願いしないところがあります。包括外部監査は、あくまでも監査委員の方が監査の事項をお決めになることが前提となっておりますので、対象について、当方からの希望は申し上げておりません。

○**工藤大輔委員** 制度的にはそうだと理解はしましたが、お二方を選定する過程の中で、経歴の中でこういった分野は得意だとか、こういったことを考えているなどのやりとりもないまま、有限責任監査法人トーマツでの実績をもとに、宮澤氏が適任だと判断できるものなのですか。

○**松村行政経営推進課総括課長** 公募の過程の中で、包括外部監査についてどのような考え方をされているのか御提案いただいたり、あるいはこれまでの監査の実績等について書面をいただき、さらには面接の中で御提出いただいた提案書についてさまざま質問をしながら一人に絞ったところであります。

御本人からも、今後の監査に民間での監査経験も生かせるのではないかというお話もありましたので、私ども委員会といたしましては宮澤氏に決定したものであります。

○**工藤大輔委員** 細かい部分については恐らくやりとりがあったのだと思います。今の答弁の中では、なかなかそれは聞かれなかったわけですが、制度にのっとって適切に運用されるように、またよりよい監査をしていただけるように期待をしたいと思います。

○**佐々木順一委員** 補助者の話がありましたが、補助者には守秘義務はあるのですか。

○**松村行政経営推進課総括課長** 補助者にも守秘義務はあります。

○**岩淵誠委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 87 号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤人事課総括課長 議案第 87 号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 6）の 1 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案第 87 号条例案の概要により説明をさせていただきます。

1 の改正の趣旨及び 2 の条例案の内容についてであります。会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者等の前で宣誓書に署名することを要しないこととする等の特例を設けようとするものであります。会計年度任用職員は一般職の職員であるため、地方公務員法の規定によりサービスの宣誓が必要であり、本条例の適用を受けることとなりますが、会計年度の都度、新たな任用と整理されることから、同一の者が続けて任用される場合であっても任用の都度宣誓が必要となり、知事部局では毎年 2,000 人以上が任命権者等の前で署名を行うことが必要となるものです。

このことから、本条例を改正し、会計年度任用職員のサービスの宣誓について特例を設けることとし、具体的には、任命権者等の前での署名を要しないことや、再度の任用の場合は最初の任用時の宣誓をもって、再度任用時も宣誓したものとみなす等の取り扱いとすることとし、任命権者の要領において、これらの事項を規定しようとするものであります。

最後に、3 の施行期日についてであります。会計年度任用職員制度の施行日である令和 2 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木順一委員 サービスの宣誓をしないのは日本人以外、どういう方が対象ですか。

○佐藤人事課総括課長 従来は臨時職員、非常勤職員が会計年度任用職員に移行するわけですが、そういった方々が今回特例の対象になります。具体的には、先ほども申し上げました同一の職員が再度任用される場合に、さきの任用に際して行ったサービスの宣誓をもってこれを行ったものとみなします。国籍ではなくて、再度任用の方ですとか、これまで制度の対象ではなかったことからサービスの宣誓を行っていなかった特別職非常勤の方についてまでは、署名を要することはしないということです。国の事務処理マニュアルでも署名を行った宣誓書の提出で足りると記載しておりまして、県としてもこういった方々を対象としまして具体的なところを今後要領で定めようと思っております。

○佐々木順一委員 宣誓書に署名して、そこから初めて業務を開始できるということではないのですか。署名しなくても法律や憲法などの義務は課せられるのですか。

○佐藤人事課総括課長 サービスの宣誓の効果についての御質問かと思うのですが、地方公務員法の解釈といたしまして、職員の職務上の義務は宣誓することによって生ずるものではなくて、職員に採用されたことによって当然に生ずるものと解釈されております。宣誓は、職員がサービス上の義務を負うことを確認したという事実上の行為でありまして、これによってサービス上の義務に特別な効果が生じるものではないと解されているところです。

○佐々木順一委員 不祥事が多く起きておりますが、全職員がもう一度初心に立ち返り、

この宣誓をしっかりと自覚して業務に励めば今後は不祥事は起きないと思いますので、人事をつかさどる人事課で、さらに徹底をしていただきたいと思います。

○郷右近浩委員 1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

先ほど御説明があった内容からすると、連続して雇用される会計年度任用職員や特別職非常勤以外は、任命権者等の面前という部分は抜いたとしても、基本的にはきちんと宣誓することで変わらないということによろしいでしょうか。

○佐藤人事課総括課長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、1回目に宣誓書に署名すれば、再度任用時は1回目のもので見ます。現在の特別職非常勤が会計年度職員に移行した場合も特例の対象と考えております。また、採用時にサービスの誓約等を別の形で行っている場合は、当該誓約等をもって宣誓にかえる取り扱いもできる職もあります。いずれにしましても、会計年度任用職員に移行する前の臨時、非常勤職員の任用形態がさまざまあるものですから、今回国が、この取り扱いの柔軟な対応を求める各自治体からの意見を受けて、このような対応を周知しているところであります。

○岩淵誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第9号性暴力の実態に即した刑法の見直し実現に向けた請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○戸田法務・情報公開課長 受理番号第9号性暴力の実態に即した刑法の見直し実現に向けた請願について、お手元にお配りしております資料により御説明いたします。

まず1、2017年（平成29年）の刑法改正までの経緯についてですが、平成16年の刑法改正や平成22年の刑法及び刑事訴訟法の改正の際に、衆参両議院の法務委員会による附帯決議において、性犯罪の罰則のあり方等について、さらに検討することが求められました。平成22年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画においては、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた施策の一環として、強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則のあり方を検討することとされました。

法務省においては、これらの指摘を踏まえ、平成 26 年 10 月から刑事法研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者等から成る性犯罪の罰則に関する検討会を開催し、性犯罪の罰則のあり方に関する多くの論点について検討を行い、平成 27 年 11 月からはこの検討会の検討結果等を踏まえ、法務大臣の諮問機関である法制審議会において検討が行われ、答申が出されました。この答申をもとに平成 29 年、刑法の一部を改正する法律案が国会に提出され、同年 6 月 16 日に可決成立し、同月 23 日に公布、同年 7 月 13 日から施行となっております。

この刑法の一部改正の際に附帯決議の 4 として、性犯罪被害が潜在化しやすいことを踏まえ、第 3 次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めることについて、政府及び最高裁判所に対し格段の配慮をすべき旨、求められております。また、刑法の一部改正法の附則第 9 条では、この法律の施行後 3 年をめぐりとして性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その実態に基づいて必要な措置を講ずる旨の検討規定が書かれております。

次に、性犯罪の罰則に関する検討会における検討項目及び平成 29 年の刑法改正に反映された項目についてであります。性犯罪の罰則に関する検討会においては、資料に記載の(1)から(9)までの項目について検討が行われ、このうちゴシック表記となっている(1)の性犯罪を非親告罪とすることについて、(4)の強姦罪の主体等の拡大及び性交類似行為に関する構成要件の創設、(6)の地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設、(8)の性犯罪の法定刑の見直しについての四つの項目が平成 29 年の刑法の改正に反映されました。

次に、この四つの項目が刑法のどの条文に反映されているかについて御説明をいたします。資料の 3 の刑法の一部を改正する法律の新旧対照表をごらんください。一つ目の項目、性犯罪を非親告罪とすることについては、第 180 条を削除する改正として反映されております。

○岩淵誠委員長 執行部に申し上げます。説明は大きな声でゆっくりとお願いします。

○戸田法務・情報公開課長 失礼いたしました。

二つ目の項目、強姦罪の主体等の拡大及び性交類似行為に関する構成要件の創設については、第 177 条及び第 178 条の改正後のところに反映されております。

三つ目の項目、地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設については、第 179 条を加える改正に反映されております。

四つ目の項目、性犯罪の法定刑の見直しについては、第 177 条及び第 181 条の法定刑の下限引き上げにより反映されております。

説明は以上となります。

○岩淵誠委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認め、よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○岩渕誠委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 それでは、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願ひます。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○八重樫総務部長 岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げます。お手元に配付しております岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分についての資料をごらん願ひます。

令和2年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案が今国会に提出されており、2月定例会終了後、年度内の公布が見込まれております。主な改正内容は、個人の県民税について、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止措置の期限を延長すること。法人の事業税について、電気供給業のうち、小売り電気事業等及び発電事業等に係る課税方式及び税率を改めること及び不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を延長することなどであります。

これらの改正については、令和2年4月1日から施行される予定とされており、早急に条例改正を要しますことから、国会において年度末までに成立した法律の内容に応じ、今定例会会期終了後に地方自治法第179条の規定に基づき専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○松村行政経営推進課総括課長 岩手県出資等法人連携・協働指針について御説明申し上げます。お手元の資料1枚目をごらん願ひます。

まず、策定の趣旨であります。東日本大震災津波等の大規模災害からの復興、地域課題の解決において、県、出資等法人との連携・協働により、施策の効果的な推進を図っていくことが必要であります。昨年7月に、議会展資法人等調査特別委員会の御意見もありましたが、県施策と法人との連携・協働のあり方、継続的な運営改善による法人の健全経営の維持・確保等に関して基本的な考え方と取り組みを取りまとめたものであります。

お手元の資料2枚目、A3判の資料をごらんください。指針の概要について御説明いたします。Ⅰ、策定の趣旨等とⅡ、これまでの出資等法人改革の取組等については、ごらんのとおりであります。

Ⅲ、基本的な考え方とⅣ、具体的な取組については、四つの視点で整理しております。Ⅳの目指す姿と取組項目について御説明を申し上げます。

まず、1、県施策と法人との連携・協働であります。県施策推進において、法人が担う役割を明確化し、県施策との連携・協働のあり方を示すことなどを目指す姿としております。取り組みとしましては、(1)、法人との連携・協働のあり方のとおり、連携・協働の取り組み方向を法人ごとに定め、(2)、中期的な視点による経営目標設定等においては、中期経営目標や中期経営計画を策定することとしています。

次に、2、自律的マネジメントの促進では、組織マネジメントの確立やコンプライアンスなどリスク管理体制の構築を目指す姿としております。取り組みとしましては、(1)、法人の組織マネジメントの確立に向けた支援や、(2)、法人のリスク管理体制の強化について、内部統制等、リスク管理に関して取り組み事例の紹介や、導入支援を行うこととしています。

次に、3、健全経営の維持・確保では、毎年度の運営評価を通じて法人の事業実施状況等の把握と適切な指導監督を行うこととしており、(2)、法人の中期経営計画の達成支援では、運営評価による課題の確認や継続的な改善の取り組みなどにより法人の健全経営を維持・確保することとしております。

次に、4、情報公開の推進では、法人の運営状況等について、特別な支障がない限り、県民にわかりやすく入手しやすい方法で情報を公開することとしております。

指針の全文は冊子のとおりであります。後ほどごらんいただきたいと存じます。以上で説明を終わります。

○澤田国際監 それでは、岩手県多文化共生推進プラン(2020～2024)について、昨年12月の総務委員会での素案説明に続きまして御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料が3種類ありますが、このうち1枚目の資料と別紙2により御説明いたします。なお、別紙1につきましては昨年12月の総務委員会で御説明しており、本日は適宜ごらんくださるようお願いいたします。

それでは、1枚目の資料をごらんください。1、岩手県多文化共生推進プランの概要と、2、新プランの策定方針について、改めて御説明いたします。初めに、1、岩手県多文化共生推進プランの概要ですが、多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくこととされておりますが、こうした多文化共生の考え方について、広く普及を図るとともに多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めることを目的に策定するものであり、平成22年に旧プランを、平成27年に現行プランを策定しており、現行プランの期間は、今年度末までの5カ年となっております。

次に、2、新プランの策定方針ですが、いわて県民計画（2019～2028）との整合性を図るとともに、いわてグローバル人材育成ビジョンに掲げた取り組み領域の包含や、いわて国際戦略ビジョンに掲げた取り組みとの整合性を図ることとしております。また、昨年4月の改正出入国管理法施行により、今後本県においても外国人の増加が見込まれることや、同年6月の日本語教育推進法施行等の国の動向に適切に対応したいと考えております。さらに、さまざまな活動主体が多文化共生への取り組みを実施する際の指針として、令和2年度から令和6年度までの5カ年の計画として策定したいと考えております。

次に、3、新プランの策定経過ですが、有識者や留学生へのヒアリングによる意見などを参考に素案を作成し、昨年12月に総務委員会で御説明するとともに、同年12月から本年1月にかけてパブリック・コメントを実施し、またこの間、地域説明会も実施した上で最終案を策定したところです。本日の総務委員会で御説明した上で、年度内に策定作業を終え、新プランを公表したいと考えております。

次に、2ページをごらんください。4、パブリック・コメント等の実施状況ですが、パブリック・コメントを実施するとともに、地域説明会及び個別説明会を開催し、計32件の意見が寄せられました。内容としては、どのような取り組みを行うのかといった多文化に向けての主な施策の方向等が21件と最も多く、意見の反映状況については趣旨同一と参考が、ともに11件となっております。パブリック・コメント等での意見等を踏まえ素案の修正を行い、最終案を策定しましたが、主な修正内容につきましては、5、素案からの主な修正内容に整理しております。

別紙2のプラン本体を併せてごらんくださるようお願いいたします。1枚目の資料の2ページ目の5の(1)であります。プラン本体の25ページを併せてお開きいただければと思います。プラン本体25ページ中ほどの通訳ボランティア等、そして次の26ページ下段の、医療通訳スタッフ等の記述を整理し、注釈を追加しております。同じく26ページの中ほどですが、相談・情報提供体制の充実・強化の取り組み内容の例として、岩手県居住支援協議会を通じ、外国人県民等の住宅確保要配慮者に対して、住宅確保要配慮者円滑入居



賃貸住宅への入居支援を行いますとの記述を追加しております。

次に、5の(2)であります。パブリック・コメントで寄せられた県民がプランを見たときにどういう目標を掲げているのか数字があるほうがわかりやすいとの意見を踏まえ、プラン本体の54ページ以降に資料3といたしまして、いわて県民計画(2019～2028)政策推進プランの中から、本プランに係る18、地域に貢献する人材を育てます、25、海外の多様な文化を理解し、共に生活できる地域づくりを進めます、及び45、科学・情報技術を活用できる基盤を強化しますの三つの項目について、目標数値等を含め抜粋して掲載しております。また、漢字表記等につきましても、改めて見直しております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○**岩淵誠委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**岩崎友一委員** まず、今御説明いただきました岩手県多文化共生推進プラン(2020～2024)の別紙1の5、多文化共生に向けての主な施策の方向等の施策の方向4、I L Cプロジェクトへの対応について、ア、研究開発を目指す人材の育成ということで、I L C推進モデル校の指定、I L C教育プログラムの策定・実施とありますが、この内容についてもう少し詳しく説明をお願いしたいのと、これは現段階で動いているのか動いていないのか。今後のスケジュール的なものも含めて、こういった形で進めていくのかお示しいたきたいと思っております。

○**高橋副局長兼事業推進課総括課長** I L C推進モデル校につきましては、現在も事業を実施しております。県内八つの高校にモデル校として、自分たちで研究テーマを設定して、例えば茨城県つくば市のKEK(大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構)の先生のお話を聞くとか、あるいは欧米の研究者の方々を迎える場合にはこういった暮らし方の説明をすればいいのかなど、学校として活動してもらってまして、来年度もできれば高校をふやして取り組みを進めていきたいと考えております。

教育プログラムにつきましては、CERN(欧州原子核研究機構)あるいはKEKの先生方や高校生向けのプログラムを実際に担当している先生方と情報交換しながら、CERNへの派遣等も含めてプログラムの内容を検討しているところです。

○**岩崎友一委員** 多文化共生の施策の中にI L Cが含まれているのは、なかなか重要な感じがします。I L Cプロジェクトは本当に重要なプロジェクトでありますので、ぜひI L Cを前面に進めてほしいと思っております。子供たちも含めて関心であったり、機運の醸成にもつなげてほしいと思っております。

次に、岩手県出資等法人連携・協働指針の概要について、何がどう変わるのかよくわからなくて確認なのですが、過去にI G Rいわて銀河鉄道株式会社の決算等々を巡ってシリーズ化され、業務内容や財政的な部分も含めて議論を行ったときに、I G Rいわて銀河鉄道株式会社の都合で、資料の提出を求めてもなかなか出てこなかったためにしっかりと議論ができなかったという事実がありますが、今回の連携・協働指針が示されることによって、そういったあたりも変わってくるのかどうか御説明をお願いします。

○**松村行政経営推進課総括課長** この指針の策定の趣旨は、先ほど御説明したとおりですが、実は出資等法人につきましては、平成 15 年度から 22 年度にかけて、県全体の行政改革の中で改革プログラムをつくって、今回のような指針をつくりながら進めてきたところとです。これが一段落した後は、いわて県民計画の行政経営プランの中で管理をしてきたところとです。

今回いわて県民計画が新たにスタートいたしまして、その中の多様な主体との連携に県出資等法人も含まれるということで、改めて連携・協働を進める上での方向性をつくったものであります。

前回のプログラムとの違いですが、主にⅢ、基本的な考え方の 2、自律的マネジメントの促進で触れております。やはり健全経営、それから先ほど情報公開のお話もありましたが、根幹になるのは組織マネジメントがしっかりと運用されていることであると思っております。その法人の持っている役割ですとか、あるいは非常に公益性の高い法人ということを十分に法人の役職員の方々にも認識をしていただくために、新たに研修の取り組みの支援をしたり、あるいはリスク管理について、本県でも本年度から導入している内部統制の手法や取り組みを紹介するなどの支援をしてまいりたいと考えております

○**岩崎友一委員** さっき言ったような情報公開等々の部分は、これとは全く違う話ということなのですか。

○**松村行政経営推進課総括課長** 冊子の 20 ページ以降のところをごらんいただきたいのですが、情報公開の推進につきまして、各法人からこのような情報を提供していただくようお願いをしていきたいと考えているところです。

○**岩崎友一委員** いずれにしても、今後、過去の IGR いわて銀河鉄道株式会社のような問題が生じなければいいのです。議会としても、あのときは資料の提出を求めても出てこないで議論がなかなか進まず、もう隠蔽ではないかと捉えてしまわざるを得なかったこともあるので、今後はしっかりと指針の中で進めていただきたいと思っております。

最後ですが、秘書広報室長に報告をお願いしたいのですが、前回の常任委員会で、相次ぐ不祥事、そして釜石市での酒気帯びによる死亡事故という事の重大さに鑑みまして、県として重く受けとめているという姿勢を対外的に示すためにも、また、今後の再発防止策として、知事に謝罪に行かせてしまったらまずいと危機感を高める意味でも、知事が御遺族に謝罪に行くべきだと提案をさせていただきました。

その際、知事に伝えますという答弁を頂戴したかと思うのですが、その後、いつ知事に伝えたのか、それに対して知事は何と答えたのか、それに対して知事のマネジメントを支える立場のトップとしてどのような見解を持っているのか、この 3 点についてお答えいただきたいと思っております。

○**高橋秘書広報室長** 当委員会で岩崎委員からお話があった件につきましては、私から知事に伝えているところです。遺族への直接の謝罪という意見があったことと、非常に不祥事が続いているので議会でも厳しい意見や見方があるということと、あわせまして、今現

在農林水産部で対応しているわけですが、基本的に遺族への対応については、本人を日ごろからよく見ている所属長自身が我が事のようにして対応するべきと私は考えるということも知事に伝えました。知事の意向としましては、今回の件については農林水産部の対応を尊重するとのことでした。

事案が発生して、農林水産部で記者会見をするといった進め方でありましたが、私も秘書広報室長として報道監から報道対応等の報告を受けまして、知事のコメントはどうかと報道監を通じて人事課に伝えましたが、あまりにも異例な出来事と申しますか、事件の発生ということで事務方の対応もすぐに動けなかったところです。翌日2月18日に公開で行われた新型コロナウイルス感染症対策本部1回目の会合で、会議に先立って冒頭知事からおわびの言葉と、集まった幹部職員に対しては厳重に管理するよう指示があったところです。事務方がすぐに動けなかったことに対して、知事の受けとめはやはり重かったと思っています。その後については、私から知事の意向を農林水産部と総務部にも伝えまして、今総務部を中心に全庁を挙げて再発防止策に努めているところです。

○岩崎友一委員 答弁が長くて最初のほうを忘れたので整理します。秘書広報室長から知事に伝えた内容を箇条書き的にしっかりと説明してもらっていいですか。

○高橋秘書広報室長 当委員会での意見として、遺族に知事が直接謝罪するべきではないかということと、非常に不祥事が続いているので厳しい意見や見方があるといったことと、あわせて私の意見を報告したものでございます。

○岩崎友一委員 私の意見をもう一度お願いします。

○高橋秘書広報室長 私の意見については、現在農林水産部が所属長を中心に対応しているのでありますが、遺族に対してのおわびについては、日ごろ所属を同じくして職員をよく知っている所属長が、自分のことのようにして対応するべきではないかと話しております。

○岩崎友一委員 秘書広報室長は、所属長が職員をよく知っている立場であるから責任を持って対応すべきと知事に伝えたとはいいましたが、組織のあり方はいろいろあるでしょうが、これだけ不祥事が続いて死亡事故にもつながっているのに、どこか知事を守っているように見えるのです。知事が謝罪に行くべき趣旨に関して、対外的、庁内的理由を私は申し上げました。所属長ではなくて、知事が動かざるを得ない状況だと思うのです。

私は知事が謝罪に行くべきだと言いましたが、そうではなくて、そういった意見もあったが、秘書広報室長は所属長が行くべきと考えたと知事に言ったということだと思うのですが、これだけ不祥事が続いている中で、知事ではなくて所属長が対応すべきとする根拠は何なのですか。もしそういうことを言うのであれば、次の再発防止策もあらかじめ考えていると思うのですが、どういった対応策があって知事に対して提言しているのかお示しいただきたい。

○高橋秘書広報室長 基本的に、遺族に対する謝罪は事故の当事者が将来償うことも含めて当たるべきでありまして、その使用者であります所属組織を代表して誰が対応するべき

かについてはきちっと定まった考えというものはないと、それぞれ受け取り方は違うと思うのですが、いずれ私の考えとしましては、日ごろ業務を指導監督し、評価もしている所属長自身が、単に職場の上司ということではなくて、自分のことのように対応するべきと思っております。

なお、それに対してどういう再発防止を考えていたのかについては、組織が大きいものですから、各所属長が各所属に徹底すべきものでありますが、私の場合は所属内の課長会議等で、部下職員の休日など業務外での様子についてもできるだけ把握するように指示をしているところであります。

○岩崎友一委員 もう一度、それに対して知事は何と言ったのですか、そのとおりだと言ったのですか。

○高橋秘書広報室長 今回の件については、農林水産部の対応を尊重するとの意向を受けております。

○岩崎友一委員 残念です。考え方はいろいろあるでしょうが、会社でいえば知事は社長です。今回の謝罪の件も含めてですが、部下の責任は社長がとるくらいの覚悟でやってもらわなければならないし、知事に、所属長が対応すべきだと言った秘書広報室長の提案自体も私はおかしいと思うし、それに従っている知事もおかしいと思います。今回それだけ重大な事案だという認識が不足しています。部下は俺が守るのだという知事の意味の弱さは政策の推進にも出ていると思うのです。職員がもっと堂々と仕事ができる体制をとって責任は俺がとるという姿勢のなさが、今回の対応にも出ていると思います。多分これ以上言っても変わらないと思いますが、やはりそういうことだと思います。

最後に聞きますが、各所属で不祥事が起きるたびに何らかの対応をとってきたと思うのですが、それでもずっと不祥事が続いてきたこの1年、最後はあってはならない死亡事故でした。対応策として、これまでと違った対応をしていかなければならないと思うのですが、どのように考えているのか。秘書広報室長として知事にも提案しているのですから、答弁をお願いします。

○高橋秘書広報室長 こと飲酒運転については、以前から免職であったにもかかわらず、それが抑止効果になっていなかったわけです。そういった緩んだところが死亡事故を引き起こすことにつながってしまったということです。日ごろ職員を見ている所属長がどのように指導して評価しているかが一番でありまして、自分のことのように、やってはいけないことをやらないように徹底させていくことが強く求められていると考えております。私自身はそのような考え方で努めてまいります。

○岩崎友一委員 これ以上議論しても進まないと思いますが、県庁内の再発防止対策ということからも、知事が遺族のところへ行って謝罪をすべきであり、上司がそういった責任をとっている中で我々は絶対に不祥事を起こしてはいけないというまとまりをつくることも大事だと提案しているのに、それすらもしないのですから、次にまた不祥事が起きたときの知事の責任は重いですよ。

不祥事は絶対にあってはならないわけではありますが、万が一、次に不祥事が起きたときに、今回の秘書広報室長や知事の判断が間違っていたと気がついても遅いのです。これで終わりにしようとしているのかもしれませんが、今回の対応を改めて考えたほうがよいと思います。次に不祥事が起こったときはもう最悪です。以上です。

○**工藤大輔委員** さきに出資法人の改革関係について説明いただきました。平成 15 年からの岩手県出資等法人改革推進プランや新岩手県出資等法人改革推進プランの中において、出資法人の経営改善であったり、かかわり等を整理しながら廃止であったり、出資の引き揚げ等も進めて数も減ったと理解しています。近年では、法人の役割や経営責任を明確化させる観点でのチェックが進んでいることも、先ほどの説明やこの報告書で理解をしています。

資料の 5 ページの指導監督体制の強化では、課題解決が必要な法人を対象に公認会計士等の専門家による外部経営調査も実施と書いてありますが、総務委員会でもずっと議論の対象になっていた法人もあるわけですが、例えば、議会から指摘を受けた内容について公認会計士等に意見を仰いだりしながら指導監督体制を強化してきたのかどうか、活用の仕方についてお伺いします。

○**松村行政経営推進課総括課長** 指導監督体制についてですが、前回の大きな改革の中で運営評価委員会を設置し、さらに運営評価制度、PDCAをつくり運用しているところです。主に運営評価のやり方や指導の方法については、その運営評価委員会でいろいろと御意見を賜っているところです。また、外部経営調査につきましては、特に収益が悪化している法人について、その経営の改善策等について調査をしていただき、アドバイスいただく方法で実施をしているところです。

さまざまな法人からの情報提供は、当然ながら県の施策の一部を担っていただいているところでもありますので、将来的に、県民に大きな負担が生じることのないように、法人には県民がステークホルダーという意識を持って、さらに情報提供を進めていくようお願いしていきたいと考えています。

○**工藤大輔委員** それでは具体的に、40 の出資法人のうち、どのくらいの法人に対して公認会計士の方から経営上の課題について指摘された事例があるのかお伺いします。

○**松村行政経営推進課総括課長** 外部経営調査ですが、年間に一つの法人を選びまして経営改善のアドバイスをいただいているところです。今年度は公益財団法人ふるさといわて定住財団、昨年度は公益財団法人いわてリハビリテーションセンターをそれぞれ見ていただいたところです。特に公益財団法人いわてリハビリテーションセンターは、近隣の医療提供体制の変化などもあって、2年連続で収支が悪化していますが、今年度は昨年度のアドバイスを踏まえて改善していますので、引き続き調査を継続してまいりたいと思います。

○**工藤大輔委員** 公認会計士の方々から、法人の役割をしっかりと判断してもらいながら、適切な指導、指摘、アドバイスをいただけるように、今後ともよろしくお伺いします。

次に、県と法人の役割分担の明確化や経営責任の明確化の観点から、県職員の法人役員

への就任や県職員の派遣についても適正化を図ってきたとありますが、実際に役員の人数や派遣人数はどのように推移してきたのか。また、県の考える適正化の適正という意味合いをお示してください。

○松村行政経営推進課総括課長 県の出資等法人役員への就任状況について、お答えしたいと思います。退職者ですが、常勤役員に就任しているのは、令和元年4月1日現在、28法人で38人です。県の出資法人につきましては、県の施策の一部あるいは県としての施策の一部を補っていただいています。その事業の推進においては、当然ながら県との連携、協働が必要ですので、法人からの要請に応じて、職員OBの就任あるいは派遣をしているというところです。次に、現職県職員についてですが、令和元年4月1日現在、12法人で75人です。ただし、これは岩手県社会福祉事業団の岩手県立療育センターについて、移管後しばらくの間、看護師、医師等の派遣をしていることもあり、若干多い人数になっております。これはだんだんと適正化されていくと考えております。

○工藤大輔委員 県と法人の役割分担の明確化や経営責任の明確化の観点から適正化を図るということは、それぞれの役割を明確化するためにかかわりを薄くしていくことなのだと私は思ったのですが、令和元年7月現在の派遣人数は、以前と比べて減っているのでしょうか。法人のプロパーの方々に、より重い責任を持っていただきながら職務に当たってもらいたい、そして県とも連携しながら独自性を高めていってもらいたいという考えの中、この改革が進められているのかどうか改めてお伺いします。

○松村行政経営推進課総括課長 人数の推移について、さかのぼった資料を今手元に持っていないです。大変申しわけございません。

法人への関与の状況につきましては、法人と連携、協働していく中で、人的な派遣の数あるいは財政的な支援や支出も含めて、いかに県の施策の実効性を高めていくかが一つの観点であると思っています。法人から要請があった派遣については、県の施策の有効性を高めていく観点からその必要性について検討しているものです。

○工藤大輔委員 長く出資法人の中で働いていれば、経験を積んでいるはずなので、県の施策の方向性は当然理解しながら仕事をしていると思うのです。

今後定年の引き上げも進んでいく中、出資法人への職員あるいは役員への派遣は、どのように推移していくと考えているのか。また、法人からの要請となると、今就任しているOBの方が辞めれば、おのずと再度派遣していただきたいのは自然の流れだと思いますが、定年の引き上げをどのように考えているのかお伺いします。

○松村行政経営推進課総括課長 法人へのOBの方の就任は、あくまで法人からの要請に基づいて行っているところです。定年の引き上げ等については、法人との調整の中で最善の策を考えていくことになると思います。

○工藤大輔委員 県の施策と一体となり、その成果が出るような体制を一層構築しながら、またプロパーの職員の働きがいをより高めて、意識高く動ける組織体となるように監視、監督もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、新型コロナウイルス感染症の関係ですが、議会日程もわずかとなっています。国も新たな予算や支援の枠組み等が決まり、県にもその情報はきていると思います。今後補正対応になると思いますが、新型コロナウイルス感染症対策の予算について、どのような形で提案しようとしているのか、その柱立てや規模感についてお示してください。

○小原財政課総括課長 国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策等を踏まえまして、県といたしまして、必要となる予算につきまして、まさに現在検討しているところです。検討の中身といたしましては、令和元年度の補正予算と令和2年度の補正予算の2本立てになると思っていますところです。

いずれにしましても、早急な対応が必要であると考えて鋭意作業を進めている状況です。会期日程も差し迫っておりますので、提案できる状況となりましたならば、議会に対しまして正式な手続を進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○工藤大輔委員 二つに分けて提案ということなのですが、令和元年度の補正では、特にどういった分野に措置しなければならないと判断しているのか。また、令和2年度の補正となると、新年度予算の最初の補正になると思いますが、それはどういった分野になるのか、また提案時期はいつごろなのかお示してください。

○小原財政課総括課長 まず、中身についてですが、緊急対応策は国の予備費がベースになっておりますが、それ以外にも来年度の当初予算の中での対応もございまして、今鋭意整理しているところです。規模感や中身の整理につきましてはまだ流動的ですので、わかりましたならば、後ほど正式にお答えさせていただきたいと存じます。提案時期につきましては、早急な対応が必要だと思っておりますので、できるだけ会期中に提案させていただけるよう今鋭意作業を進めているところです。

○工藤大輔委員 確認ですが、令和元年度分の補正については今定例会中を、令和2年度分の補正については臨時議会を想定しているのでしょうか。

また、令和元年度の補正にどんと積んで繰越明許費で対応する方法もあると思いますが、そのような手法をとらない理由は何かお伺いします。

○八重樫総務部長 令和元年度の補正予算と令和2年度の補正予算の両方を考えているというのは、例えばマスクや消毒液の購入は、本来であれば令和元年度の補正予算で対応することをまず第一義的に考えているのですが、今の段階で契約ができるかどうか難しいところがありまして、財務省に未契約繰越の手続ができるかどうか照会をしながら、だめな場合は令和2年度の補正予算で対応する必要もあるため、両にらみでやっております。いずれの予算についても、今会期中に提案できるように今鋭意作業をしております。

○工藤大輔委員 機動性が必要であり、相当早く対応しなければならない。検査機器を購入すると言っているながら議会で承認されないとなかなか進まないなどの不測の事態が生じたり、今後即時の対応あるいは県独自の対応をとらざるを得ない分野も出てくると思います。そういったときに、議会の縛りがあって動けない、実行できない、時期が遅くなると

ということのないように、早い対応、最良の方法がとれるようによろしくお願いします。

○飯澤匡委員 まず最初に、岩手県出資等法人連携・協働指針についてお伺いします。各委員から質疑が交わされたところですが、確認もしながら質問したいと思います。

これまで、平成 15 年から平成 22 年までは出資法人等改革推進プランで対応してきた。平成 23 年から今日までは長期計画の中で取り組んできた。今回新しい計画に沿ってこの指針を定めることになったのですが、これまでの長期計画の中ではあえて指針もなく取り組んできた。今回、指針を定めると文書には書いていますが、その根底にどういう問題意識があるのか、あえてお伺いします。

○松村行政経営推進課総括課長 今回の策定の目的、趣旨についてですが、法人は県の施策の中できちんとした役割を担っているものだと改めて位置づけをしたところです。また、法人の役職員の中でも、そういった意識をもう一度改めてきちんと持っていただきながら、今後いろいろ社会情勢が厳しくなっていく中で、社会の変化にも自律的に対応していただき、将来的に県民サービスを継続的に提供していただくことが取り組みの方針の趣旨です。

○飯澤匡委員 つまり、平成 23 年から今日までの対応はぬるかったという反省があったということでしょうか。

○松村行政経営推進課総括課長 この指針あるいはプランのほかに、出資等法人の指導監督の要綱がございます。この中で、具体的な運営評価の実施手段を定めております。それについては、平成 16 年度に策定をしてからずっと継続してやっているところですが、今回定めた大方針といいますか、県としてもこうやって出資法人と連携していくのだというところが、これまでの県民計画の行政経営プランの中では十分に表現されていない部分もあったということで、今回この計画を策定したところです。

○飯澤匡委員 ぬるかったからやるということではないのですか、そうでなければ指針を定める必要がないのだから。反省に基づいたといいますか、教訓めいた事例に基づいてやるという問題意識を明確にしてもらわないと前に進めないのです。よろしくお願いします。

○松村行政経営推進課総括課長 飯澤委員からの御指摘のとおり、過去においても出資等法人についてはいろいろな不祥事や県民の方に御理解されがたいような事案もありました。そうしたところは十分に反省をして、また今回の指針の中にもコンプライアンスなどの実質的なマネジメントについて書いておりますので、県としても研修の支援という形でしっかりと法人に対して指導していきたいと考えております。

○飯澤匡委員 県の出資比率 50%以上である IGRいわて銀河鉄道株式会社は、あまつさえわいせつ事件まで発展し、社会的に大変な迷惑をかけました。岩手県産株式会社においても複数の事例があったということで、しっかりとした改革の意思を持ってやるという意味においては、今回の指針を決めたことは意義があると思いますし、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこで、運営評価委員会によってさまざまな経営管理をしていくというお話ですが、その運営評価委員会はどのようなメンバーで構成されるのでしょうか。



○松村行政経営推進課総括課長 運営評価委員会は5人の委員で構成されておりまして、公認会計士がお一人、中小企業診断士がお一人、実際に会社を経営されている方がお二人、それから学識経験ということで、現在は大学の先生がお一人という構成です。

○飯澤匡委員 これは通常的、恒常的に評価する体制なのですか。もしくは何か事例が発生したときに対応する形になるのですか。管理の体制についてお伺いします。

○松村行政経営推進課総括課長 この運営評価制度は、PDCAサイクルを用いておりまして、年に1度、その前年度分の評価について、まず法人が自己評価をし、それから県の担当部局が評価をし、最後に総務部が取りまとめて、運営評価委員会にレポートを提出しています。評価委員会からいろいろ御意見をいただいた上で、最終的なレポートをまとめて議会にも報告しているところです。

○飯澤匡委員 今までよりはかなり進んだ情報だと理解しました。

これまで私は、IGRいわて銀河鉄道株式会社の事案について、かなり立ち入ってやってきたわけですが、今回の法人等の情報公開の内容を見ますと、定款からその他当該会社法法人みずから公表の対象とした資料まで、今までとあまり変わっていないのです。議会がいろいろな監視をする意味で、キャッシュフローや部門別セグメントの経営の状況がよくわからないとなかなか評価できないと思うのですが、この件については総務委員会でも大分議論されましたが、何か検討されたのでしょうか。

また、括弧の注意書きにある、公表することにより当該法人及び個人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断された情報は除くという点も非常に微妙な感じで、正当にしっかり外部から評価されるのだろうかという疑問を感じるのですが、その検討結果についてもお知らせください。

○松村行政経営推進課総括課長 情報公開の項目についてですが、今回の情報公開の項目については、県の定める知事が所管する出資法人の情報公開に関する要綱を参考にしてつくったところです。

これまで総務委員会の中でもいろいろ議論がありましたとおり、県民の御理解をいたしていくためには、セグメント別の状況などさまざまなものをお出しすることがよいと考えます。他県の先進的な事例等もあるようです。今回はこういった形で定めさせていただきましたが、今後も他県の状況なども研究をしながら、情報公開がより広い範囲で行われるように検討してまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 先ほど発言がありましたように、県議会でも特別委員会を設置して、郷右近委員長を中心に全国的に視察させていただきながらいろいろな事例を研究させていただきました。他県でも大分進んでいるところもありますし、経営指標においては透明性が担保されている会社もありました。注文をつけますが、やはり、県が50%以上出資している出資法人については、我々も県民の代表として意思決定をする状況にある会社でありますから、もう少し透明性を高める努力をしていただきたいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○松村行政経営推進課総括課長 先ほども御答弁申し上げましたとおり、出資等法人の公益性について県民の方々にきちんと理解をしていただくことが、法人としても大切なことだと思っておりますので、引き続き検討させていただきたいと思えます。

○飯澤匡委員 わかりました。税金をなして会社を運営している、いわゆる第三セクターの趣旨にかなってやっているかどうかを我々議会は監視する責務がありますので、これからもしっかりと研究をしていただいて、より透明性の高い、そして監視の目に耐えられるような資料の出し方をさせていただきたいと思えます。

第2点目ですが、先ほどの岩崎委員への秘書広報室長の答弁に、私は非常に違和感があります。私は運送業を運営していますので、会社の規模にかかわらず、人身事故、特に人命が失われたということは社会的に大変重要な課題です。代表が出ていくことは、会社の規模等において全てがそう当てはまるものではありませんが、例えば大きな会社であっても執行役員、例えば総務を担当する常務取締役、こういう方が直々に被害者の家族に会って、会社としてのこれからの対応について御説明する。まず第一にすぐ面会をして対応する、その初動が大事なのです。初動を誤ると、後でだんだんこじれてきて、金額もどんどんかさんでいくのです。私自身もそういう経験をしています。ですから、事故があったときには初動体制をいかにするかが第一であって、岩崎委員もそういったことを含んで申し入れたと思っておりますし、十分にその意を酌んでいただきたいと思うのですが、秘書広報室長の答弁によると、あえて責任者の責任を回避するような進言をしたというのは、全くもってトップマネジメントのあり方、それに寄り添う形としては、はっきり言って間違っていると思えます。農林水産部の対応を尊重すること自体も私は信じられない。県の看板を背負っている方が死亡事故を起こしたわけですから、社会通念上、岩手県という看板はずっとついて歩くわけです。それに対する責任はその部門、部門ごとで行う、そしてまた通常職員に寄り添っている所属長がやるべきだというのは、責任の取り方の問題とは全く別問題。これまでどういうトップマネジメントをしてきたのか本当に首をかしげたくくなります。善良な県民の方であつたらいいですが、いろいろな方がいるわけですから、県の対応を巡って責任を追及する人も、厳しくある人も事案によってはいるわけです。しっかり対応していかないと、県民に対する信頼をますます失っていくことになると思えます。私の意見に対して、どのような答弁をするか楽しみにしていますので、秘書広報室長お願いします。

○高橋秘書広報室長 先ほどの答弁では申しませんでした。今回の事故につきましては休暇中の私事での事故と聞いており、公務外での事故の対応として、先ほど強調したような身近な所属長がという形になりましたが、当然業務上での事故でしたら、御指摘のあったように、社会的にもしかるべき者が対応するものと受けとめております。

また、重ねてになりますが、今後の再発防止について知事がどう陣頭指揮をとるかについては、私の一存ではお答えできませんので、きょう出席しております総務部にも検討いただきたいと思います。

○**飯澤匡委員** 要は、岩手県としては、公務上の事案ではないので、これは個人が責任を負うものかどうか。新聞紙上等では岩手県職員となっているわけですが、これに対する重みをどのように考えているのですか。

○**高橋秘書広報室長** 重大な信用失墜行為であります。組織を挙げて再発防止をしていくことが、県民に対しての最大のメッセージと考えております。

○**飯澤匡委員** やりとりする時間ももったいなくなりましたので、最後にお聞きします。秘書広報室は、知事、副知事のトップマネジメントを支えるということで、特出しで部局という形で設置されていたのですが、今回なくなります。部そのもの自体がなくなるといことはそれなりの理由があったと思います。そのことについて、組織編成上どのような検討があったのか総務部長にお伺いします。

また、秘書広報室長には、部局としてなくなることに對してどのような所感を持っているのかお伺いします。

○**八重樫総務部長** 秘書広報室を改編して政策企画部を設置することにつきましては、まさに政策立案、調整機能強化ということで、知事の県政運営の方針を的確に政策につなげていく、あるいは広聴広報を通じた県民の声を的確に政策の展開に反映させていくために、現在秘書広報室が担っている秘書広聴広報業務と新たに政策立案の業務を担うところとして政策企画部を設置しようとするものです。

○**高橋秘書広報室長** 秘書広報室については、平成 22 年度の設置以来、知事、副知事の公務を補佐する目となり耳となり、また知事と一緒に県政を発信することに取り組んできました。初年度の年度末には東日本大震災津波が発災しまして、復旧・復興の取り組みの中、秘書広報室としての活動を続けてきたことが一番だと思いますが、その成果としましては、県の復旧・復興あるいは希望郷いわて国体・いわて大会の成功に貢献したことだと思っております。

部が再編されて秘書広報室がなくなることについてですが、秘書広報室は私を含めて 34 名の小規模な組織で、機動性はありましたが部の機構としては少し小さいという考えも持っております。秘書広報室の機能を引き継いで政策企画部に移行するわけですので、政策部門と連携することで、さらに部局の機能が最大限発揮されるよう期待しているところで

○**飯澤匡委員** 部局が一つなくなることは、会社の組織上大きなことだろうと思います。機能については理解します。政策と広聴広報立案が一緒になることは良いことだと思います。

ただいまの人身事故の話聞いても、今日までどちらを向いて情報発信してきたのかについては、大変合点のいかないところです。何のために、誰のために県の政策を推進するのか。県民をサポートするという観点に立って、次の部局ではしっかりやっていただきたい。願望と期待を申し上げて終わります。

○**岩淵誠委員長** この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○松村行政経営推進課総括課長 先ほど工藤大輔委員からお尋ねがありました出資等法人への派遣の関係についてです。取り急ぎ準備できた資料ですが、令和元年度における現職職員の派遣数は75人と申し上げました。平成20年度は189人ですので、110名超の減少です。主に、先ほど申し上げた社会福祉事業団やその他のスポーツ事業団等への派遣が、徐々にプロパー職員に切りかわっているものです。

○岩淵誠委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩淵誠委員長 再開します。この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。委員の皆様、御了承願います。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩淵誠委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ほかに何かありませんか。

○工藤大輔委員 午前中の行政経営推進課総括課長の答弁についてですが、調べて答弁いただきありがとうございます。平成20年度の現職の派遣職員数は189名ということで、令和元年4月と比べると大幅に減ったことがわかりました。ありがとうございます。役員についても伺っていたのですが答弁がなかったので、お答え願います。

○松村行政経営推進課総括課長 役員の状況ですが、平成20年7月1日現在は36名でした。令和元年7月1日現在では38名です。

○工藤大輔委員 人数的には、派遣している職員は大幅減けれども、役員は若干増ということですね。これが適正化を進められてきた中での対応ということなのですか。

○松村行政経営推進課総括課長 出資等法人が県の施策を推進していくために実効性を高めるような派遣であれば、それは適正だと考えております。もちろん法人からの要請が前提としてはありますので、要請等に応じて調整していくことになると思います。

○工藤大輔委員 わかりました。内容については、またさらに調べたいと思います。

役員の中でも、長きにわたって勤められている方もいれば、それぞれ数年間で定期的にかわる方もいたり、いろいろあると思いますが、いずれ組織はうまく回ったほうがいいと思いますので、いろいろ見ながら進めていただきたいと思います。

○郷右近浩委員 岩手県出資等法人連携・協働指針について、今回この資料を拝見し、出資法人等調査特別委員会の中でのさまざまな提言や議論を執行部としてもしっかりと捉えて、問題意識を持って作り上げたものだと思いますので、ぜひしっかりと進めていただくようお願いいたします。

岩手県多文化共生推進プランについて伺います。多文化共生社会の実現に向けて取り組むさまざまな実施主体として、県や市町村はもちろんのこと、国際交流協会、国際交流関係団体、企業、大学、学校、県民や自治会等が盛り込まれておりますが、岩手県内に

在住している外国人の方々にも参加していただき、本県における多文化共生社会をしっかりとつくり上げていただきたいと思います。岩手県にお住まいの外国人の方々とはさまざまな形で意見交換等をする場面があったのですが、感覚的に違うのが、例えば医療通訳スタッフについての考え方であったり、ボランティアという、私は無償で自分の持っている時間を使ってやるものといった感覚があるのですが、外国人の方々はお金であったり見合うものをもらって自分自身ができることをやるといった感覚を持っているようで、ギャップをすごく感じました。そのギャップを埋めるためにも、どうすれば外国人の方々にも参画していただけるのかと思ったところです。県として、外国人の方々にも参画していただくことについてどのような認識をお持ちなのか伺います。

○澤田国際監 国際化がどんどん進んでいく中で、県内に在住される外国人の方々の数が非常にふえてきております。身近なところでも外国人の方々を見かけることがあると思いますが、観光だけではなく、実際に生活されている方々もふえているとすることができると思います。

県ではこれまでも、日本人の県民の方々と同様に、外国人県民の方々とともに地域づくりをしていこうと考えておまして、岩手県多文化共生推進プランを策定し、さまざまな取り組みを行ってまいりました。この取り組みの重要性は、ますます高まっていくと思いますので、外国人県民の方々とより密接に連携し合いながら地域づくりを行っていただけるように、国際交流関係団体、市町村、さまざまな関係主体の方々と一緒に取り組んでいきたいと考えているところです。

○郷右近浩委員 外国人県民と一緒にやっていくという考え方は理解しているつもりですが、先ほどのボランティアに対する考え方のように、生まれ育った中での感覚の違いというものもあるので、お金を出さなければいけない部分はお金を出すなどして、しっかり対応して共生していただけるような場面をつくっていただきたいと思います。これまでも県の国際交流協会が窓口になってさまざまな事業等を進められていまして、令和2年度の予算等を見ましてもさまざまな委託事業を行おうとしておりますが、どうも県の国際交流協会と市町村の国際交流協会全てが、一緒になって一つのことをやっているようには見えないのです。どちらかというと、県の国際交流協会と市町村の例えば奥州市の国際交流協会、一関市の国際交流協会、全てが横並びでばらばらに動いているような感覚を持っていまして、県の国際交流協会を大もととして何かをお願いする場合の実効性について疑問を持っています。

岩手県は4広域振興圏という形をとっていますが、それぞれの振興圏で国際交流などに取り組んだほうが実効性があり、その地域の理にかなったものがつくり上がると思うのですが、県の国際交流協会と市町村の国際交流協会に対しての御認識と、今私が話したことに対する御所見をいただきたいと思います。

○佐々木国際室長 県の国際交流協会と市町村の国際交流協会の関係性、協働等については、確かに市町村におきましても、国際交流協会と国際関係機関が設置されていると

ころもあれば設置されていないところもあります。設置されているところにつきましても、郷右近委員から御指摘がありましたとおり、きちんと連携をとって取り組みがなされているかという点では、まだ至らない点ももしかしたらあるかもしれませんが、現在、県の国際交流協会におきましても市町村あるいは市町村関係機関との連携をかなり意識して取り組みを進めております。

先ほど御紹介がありましたとおり、県では県の国際交流協会に委託事業や補助事業をお願いして、一緒に取り組みを進めているところですが、郷右近委員から御指摘がありましたように、これから一層県、市町村、関係機関との連携を意識して、全県的あるいは場合によっては広域振興圏の単位で、それぞれの課題に応じた取り組みができるように進めていきたいと考えております。

**○郷右近浩委員** 国際交流協会として登録されていないところがあったり、また県やそれぞれの団体で取り組んでいる方向性がいろいろだったりと、統一感がないというのが今の県内の国際交流教会のありようだと思っています。

きめ細かくやるなら広域振興圏単位という思いもありますし、それぞれの市町村で地域にあった国際交流があり、そこから共生が始まるとも思っています。外国人県民の方々とどのように地域をつくっていくのかについても、しっかりと体制をつくり上げていただきたいと思えます。

最後になりますが、警察関係でお伺いしたいことがあります。ゾーン30という交通安全対策区域についてですが、私自身も何度か、県内のスクールゾーンや子供たちの通学路を守りたいという思いで、これまでもさまざまな場面で発言させていただいておりました。

先日の予算特別委員会での名須川委員からの質疑に対して、今現在ゾーン30については32か所を整備していて、さらに令和4年度までに6か所を整備することを目標に頑張っているとお話がありました。ゾーン30をつくることに対しての難しさについては、地域の理解を得ながら進めるために非常に手間がかかると認識しておりますし、その中でしっかり作り上げていただいていることも認識しております。

奥州市にもエリア指定をしているところがあるのですが、縦の道路4本に交差する横の道路1本を30キロメートルに制限したところ、朝の通勤時間帯にそこに入ってくる車や飛ばす車がなくなって、結果、縦も横もあまり車が入り込まなくなったという事例があります。盛岡市でも、例えば岩手大学教育学部附属小学校のあたりの道路は、朝は立ち入り禁止で車は入れないようになっているのですが、朝の時間帯や通学時間帯を抜いた時間帯になると、幹線道路の裏道としてびゅんびゅん飛ばしている車が見受けられるのですが、そこにゾーン30を1本つくることによって効果を発現すると思うのですが、ゾーン30の弾力的な運用について、県警察としてはどのように考えているのかお伺いします。

**○佐々木参事官兼交通企画課長** ゾーン30と単路の30キロメートル規制との関係についてであります。郷右近委員御承知のとおり、ゾーン30という施策は、平成23年に警察庁で策定をして、翌24年度から全国一斉に始まった事業でありまして、あくまでも面とし

て捉えたエリア内の区域内 30 キロメートル規制という取り組みでして、その中で公安委員会の交通規制や道路管理者が整備するいろいろな交通安全整備をあわせて、生活道路の安全対策を図っているものであります。

その中で、郷右近委員御指摘のとおり、30 キロメートル規制については、生活道路や通学路で、ある程度整備をしてきたところです。

ここ数年では、数はそう多くはないのですが、ゾーン 30 の近接する路線や、ゾーン 30 からは離れてしまうけれども子供たちあるいは高齢者の歩行者や自転車が多い路線を、例えば速度規制が全くかかっていなかった路線に新規に 30 キロメートル規制をかける、それから 40 キロメートル規制であったところを 30 キロメートル規制に落とす、さらには現状 30 キロメートル規制であったところをさらに伸ばすといった低速度規制の取り組みを実施しているところです。引き続き事故実態であったり地域の要望も踏まえながら対応を考えていきたいと思っているところです。

特に昨年、未就学児の悲惨な交通事故を受けて、閣議決定をされ、未就学児が日常的に集団利用する経路の交通安全対策にも、今後力を入れていかなければならないと認識しておりますので、これらの対策あるいは先ほど申し上げた単路の低速度規制、それから未就学児のこれから出てくるであろうキッズゾーン対策等々を含めながら、歩行者が守られる、自転車が守られる、安心して道路を利用できる生活道路対策を道路管理者と連携を密にしながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところです。

○郷右近浩委員 先ほどの繰り返しになりますが、例えば抜け道に一番使われる 1 本であったり、生活エリアの中の主要な道路をとめるだけで、絶対的に早く効果が期待できて安心感を醸成することができると思います。

先ほど話しました奥州市の事例ですが、当時の交通課長にわざわざ来ていただいて、とにかくここを 1 本とめようとやったものでありまして、結果、その地域全体に車が入り込まなくなって、かなりの効果が出現したものであります。その方の考え方は私と同じく、生活道路はむしろ 30 キロメートル制限でいいのだと、幹線道路を走ってもらえという考え方で一生懸命やっていただいたと思っております。子供が安心して渡れるということはお年寄りの方々も安心して歩ける道ということでありますので、ぜひこれからも前に進めていっていただきたいと思います。

○武田哲委員 今回の知事からのメッセージについてお伺いしたいのですが、新型コロナウイルス感染症に対する知事からのメッセージは 3 月 7 日に出されたままになっております。その内容を見ると、県民のさまざまな予防対策が主なものとなっています。しかし、ほかの県を見ると、各県独自に経済支援の事業をしっかりと立てて、中小企業を支えますというメッセージがさまざま出てきます。国から既にセーフティネット保証 4 号に加えて 5 号も発令されていますが、岩手県だけが県独自の中小企業の支援策を一切やっていません。このままの状態で行くと、岩手県内で事業を展開している企業の方々に与える不安の要素はすごく大きくなると思います。

また、今、県内の子供たちも図書館や体育館施設の利用制限を受けています。自宅で適切に過ごしてくださいということになっていますが、このまま黙って県民にさまざまな行動制限をかけたり、中小企業の支援策も何も打たないままなののでしょうか。早くどういったことをやっていくのか、知事みずからメッセージを発信しなければならないと思いますが、今後の成り行きはどのように考えていますか。

○**八重樫総務部長** 県の新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議等で、知事から県民の方へメッセージということでお話をさせていただいておりますが、武田委員から御指摘のありました県内の事業者に対しての資金面での応援について、国から日本政策金融公庫の無利子資金等々の対策が出ましたが、それと呼応する形で県独自に必要な支援策を講じる必要がありますので、早急に検討して提案できるように、今補正予算の検討をしております。経済対策あるいは県独自の事業者への支援策等々についても、しっかりと対策を講じていきたいと考えているところです。

○**武田哲委員** 山形県のように県内の各市町村と一体となって、あるいは金融機関と一緒に無利子のような支援策となるのでしょうか。県だけがやるのではなくて、県が各市町村あるいは金融機関と一緒に県内の事業者を支えますというメッセージ性のこもった支援策であれば、受ける人たちの安心感はかなり違うと思うのです。そういった事業を期待しております。

今回の新型コロナウイルス感染症対策は、予防対策は当たり前ですが、次に大事なのが経済対策だと思うのです。もう一つは、今しっかりまじめに家庭で過ごしている子供たちへの支援策についてどう考えているのか、どういったメッセージを出していくかがすごく必要だと思っています。

ホームページを見ても、知事からのメッセージは月に2回程度です。今回3月の分は、3月11日に東日本大震災津波の慰霊祭に出席したという程度です。この緊急事態のときにゆっくりと構えているのはいかがかと思うのです。やはり県民に対して安心できるようなことを知事からしっかりと訴えていかなければ、伝えていかなければならないと思うのです。その対策がとても不十分だと思いますが、お答えをお願いします。

○**八重樫総務部長** ただいま武田委員からお話のありました、県だけではなくて市町村と一体となって事業者が安心できるような経済対策をとということにつきまして、今県としては、県内の金融機関あるいは岩手県信用保証協会等々と一体となった協調融資によって企業の支援を行うことで、資金繰りあるいは今の売り上げ減少について手当てできるような支援策を考えているところです。

○**武田哲委員** 私が考えている新型コロナウイルス感染症対策は、感染の予防と経済対策、そして子供たちへのメッセージです。こういったところをしっかりと伝えていただきたい。今一番県民が困っているのは、そのあたりだと思っています。その三つの柱をもとにした知事からのメッセージの発信をぜひお願いしたいと思いますが、今後どういった形をとられていくのかお伺いします。



○**八重樫総務部長** 武田委員から御指摘のありました経済対策あるいは児童の関係につきまして、今、放課後児童クラブ等々への支援などについても検討しておりますので、まずは早急に対策、施策を取りまとめて本会期内で提案をすることで、県民の皆様にもメッセージを発していきたいと考えております。

○**中平均委員** 全戸配布であるいわてグラフに、宮古港にダイヤモンド・プリンセス号が令和2年度に入港という記載がありました。今の新型コロナウイルス感染症のお話でもありましたが、どういう情報を発信していくかが問われている中であっては、これからの発信の仕方には気をつけていただきたいと思うのですが、ダイヤモンド・プリンセス号が寄港するのは厳しいとわかってから大分たっているのにそのようなことが記載されていた経緯についてお伺いします。

○**中里参事兼広聴広報課総括課長** いわてグラフ3月号におきまして、ダイヤモンド・プリンセス号が来年度入港することを取り上げておりました。校了の締め切りがダイヤモンド・プリンセス号が来なくなることが決定される前だったものですから、やむなく印刷に取りかかったということで掲載をとめることができず、事実とは違う情報が県民の皆様伝わってしまったことは大変申しわけなく思っております。

○**中平均委員** 恐らくそういうことだろうと思ったのですが、それが間違いですというアナウンスをどうしていくのか。

印刷は岩手県内の業者ではなかったような気がしますが、契約上一番安いところに頼んで印刷してもらったのでしょうか。例えばこれが県内の印刷業者だったとすれば、締め切りは間に合ったのかどうか。それは仮定の話だからいいといえばいいのですが、ただ、このような間違っている情報が出てしまえば、知らない人はダイヤモンド・プリンセス号が来ってしまうのではないかと思うわけです。締め切りが過ぎていたから間に合わなかったと言われても、私は違和感を感じますし、皆さんも見たときに感じたと思うのです。

間違っていますというアナウンスをどの段階で、どのような形で発信するのでしょうか。

○**中里参事兼広聴広報課総括課長** 県民の皆様のお手元にあつてはいわてグラフ3月号が届く前に、ダイヤモンド・プリンセス号が来年度来ないということはわかりましたので、発行と同時にホームページで訂正を発信している状況です。

○**中平均委員** いろいろな広報媒体を使ってやられているということですので、考え方等を徹底しながら情報の発信をしていただきたい、またリードしていただきたいと思います。

もう一点、新型コロナウイルス感染症の関係で、例えば学校が休みになったために仕事を休んでいる職員の実態はどうなっているのでしょうか。

○**佐藤人事課総括課長** 新型コロナウイルス感染症対策ということで、学校等の臨時休校により子の世話をを行う場合に特別休暇を取得できるようになっておりまして、3月13日の時点におきまして、知事部局においては常勤職員で91名、臨時、非常勤職員で36名、合計で127名の方がこの特別休暇を取得をしている、あるいは取得予定と把握しております。

○中平均委員 年度末の業務進行があると思うのですが、そこにどういった影響が出ているのか。例えば、休んだ人が多いので残った人の残業等がふえているなど、さまざまな影響が見えると思うのですが、その点をお伺いします。

○佐藤人事課総括課長 3月3日の庁議におきまして、当面の職員に係る対応について報告をいたしまして、各部局にも伝達、周知を図ったところです。業務支援の活用あるいは新型インフルエンザ対策のときにつくった業務継続計画、いわゆるBCPを参考に、どういった業務を一旦延期にするか、あるいはやり方を見直すか、各部局、各所属ごとに検討いただくようお願いしているところでありますので、きちんと適正な対応がなされていくように、これからも総務部としてきちんと見ていきたいと思っております。

○岩淵誠委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければこれで本日の審査を終わります。

本日委員会室におります執行部職員のうち、菊池人事委員会事務局長におかれましては、今年度で御勇退と伺っております。この際、菊池事務局長に感謝を申し上げますとともに、これまでの御功労に敬意を表し、委員一同から拍手をお送りしたいと思っております。長い間お疲れさまでございました。

〔拍手〕

○岩淵誠委員長 今回の人事異動により、異動される皆様も含めまして、新天地での御活躍を御祈念申し上げます。それでは、執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、調査項目については、消防防災ヘリコプターの運航基準についてといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細につきましては当職に御一任願います。追って継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてではありますが、お手元に配付いたしております令和2年度総務委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。